（証券コード　３６６３）
2026年３月６日
（電子提供措置の開始日　2026年３月５日）

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿四丁目15番７号
株式会社セルシス
代表取締役社長　成　島　　啓

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第14回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://www.celsys.com/irinfo_news/

また、上記のほか、インターネット上の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「セルシス」または当社証券コード「3663」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、株主様におかれましては、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等の電磁的方法によって事前に議決権をご行使いただけますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、３頁のご案内に従って2026年３月27日（金曜日）午後６時30分（当社営業時間終了時）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1.　**開 催 日 時**　　2026年３月30日（月曜日）午前10時
2.　**開 催 場 所**　　東京都新宿区箪笥町15　牛込箪笥区民ホール
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
3.　**会議の目的事項**

報 告 事 項　　第14期（2025年１月１日から2025年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　　剰余金の処分の件

第２号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

第３号議案　　役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役に対する退職慰労金打ち切り支給の件

以　上

〜〜〜

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
◎当日の受付開始は、午前９時30分を予定しております。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会へご出席

株主総会開催日時

2026年3月30日（月曜日）
午前10時開催

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
当日は、お時間に余裕を持ってお越しください。

書面による議決権行使

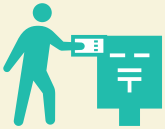

行使期限

2026年3月27日（金曜日）
午後6時30分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使

行使期限

2026年3月27日（金曜日）
午後6時30分まで

パソコン又はスマートフォンから、
議決権行使ウェブサイト
https://www.web54.net
にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

インターネット等による行使方法のご案内については次頁をご参照ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

(1) 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
(2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使」による方法

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

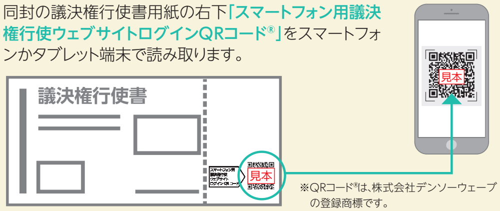

※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 議決権行使ウェブサイトを開く

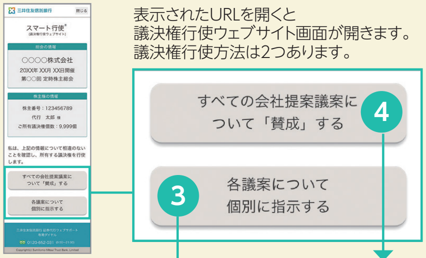

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

3 各議案について個別に指示する

4 全ての会社提案議案について「賛成」する

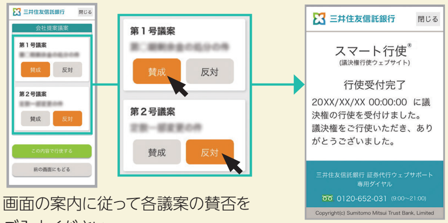

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

1 ウェブサイトへアクセス

https://www.web54.net

2 ログイン

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

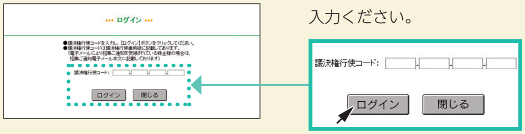

3 パスワードの入力

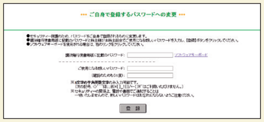

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人	インターネットによる議決権行使について	0120-652-031 (9:00～21:00)
三井住友信託銀行株式会社　証券代行部	その他のご照会	0120-782-031 (平日9:00～17:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

（1）配当財産の種類　金銭

（2）株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき　14円

配当金支払い総額　414,839,824円

なお、中間配当金として１株につき普通配当12円及びプライム市場上場記念配当10円の合計22円をお支払いしておりますので、当事業年度の年間配当金は１株につき計36円、前期比12円の増配となります。

（3）剰余金の配当が効力を生ずる日　2026年３月31日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、当社の指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。

なお、本議案は、監査等委員会から全ての取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者について適任である旨の意見を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	なるしま　けい 成　島　　啓 (1974年８月15日) 再任　男性	1997年４月　株式会社セルシス入社 2001年２月　同社取締役 2008年１月　同社専務取締役 2009年１月　同社代表取締役副社長 2010年１月　同社取締役 2015年７月　同社代表取締役副社長 2016年３月　同社代表取締役社長 2017年３月　当社（注９）取締役 2018年３月　当社取締役副社長 2021年３月　当社代表取締役副社長 2022年３月　当社代表取締役社長（現任）	44,400株
2	いなば　りょう 稲　葉　　遼 (1990年１月23日) 再任　男性	2012年４月　株式会社セルシス入社 2021年７月　同社アプリ開発３部長 2022年４月　同社アプリ開発１部長 2022年９月　当社アプリ開発１部長 2023年１月　当社執行役員 2023年３月　当社取締役（現任）	800株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	たかはし　まさみち 髙　橋　雅　道 （1997年１月６日） 再任　男性	2020年４月　株式会社セルシス入社 2022年９月　当社WEBサービス部長 2023年１月　株式会社&DC3取締役基盤開発部長 2023年２月　同社代表取締役社長 2023年３月　当社取締役（現任）	1,100株
4	いとう　けん 伊　藤　　賢 （1968年３月26日） 再任　男性	2001年２月　株式会社セルシス入社 2002年８月　同社総務部長 2003年１月　同社取締役総務部長 2006年12月　同社取締役財務部長 2008年11月　同社取締役財務経理部長 2011年１月　同社取締役管理部長 2012年４月　当社（注９）取締役（現任） 2022年６月　株式会社ＣＬＩＰソリューションズ（商号変更後株式会社&DC3）取締役	67,300株
5	いけだ　まき 池　田　真　樹 （1972年９月４日） 再任　女性	2006年10月　株式会社セルシス入社 2008年２月　同社マーケティング部長 2011年５月　同社WEBサービス部長 2014年８月　同社開発本部副本部長 2015年７月　同社先行開発部長 2016年１月　株式会社エイチアイ（現株式会社ミックウェア オートモーティブ）製品部長 2017年４月　同社HMI事業部長 2018年10月　同社取締役HMI事業部長 2019年６月　株式会社カンデラジャパン（商号変更後株式会社シージェイ）代表取締役副社長 2020年３月　当社（注９）取締役 2023年８月　当社執行役員経営支援部長 2024年３月　当社取締役（現任）	3,800株
6	きのした　こうた 木　下　耕　太 （1947年１月２日） 再任　男性 社外　独立	1971年４月　日本電信電話公社入社（現日本電信電話株式会社） 1998年６月　エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社（現株式会社ＮＴＴドコモ）取締役 2002年６月　同社常務取締役 2004年６月　ドコモ・テクノロジ株式会社代表取締役社長 2008年６月　東日本電信電話株式会社監査役 2011年６月　株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現株式会社ＮＴＴドコモ）特別参与 2012年１月　株式会社モルフォ取締役 2016年３月　当社（注９）社外取締役（現任）	―株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	たかはし　まさみね 高　橋　将　峰 （1974年11月28日） 再任　男性 社外　独立	2006年７月　ヤフー株式会社(現LINEヤフー株式会社）入社 2013年８月　オセニック株式会社　取締役 2014年３月　同社　代表取締役 2015年10月　ヤフー株式会社(現LINEヤフー株式会社）パーソナルサービスカンパニーゲーム本部　本部長 2016年５月　GameBank株式会社　取締役 2017年４月　ヤフー株式会社(現LINEヤフー株式会社）パーソナルサービスカンパニーゲーム・マッチング本部　本部長 2018年４月　同社　コマースカンパニー事業推進室デジタルコンテンツ事業本部　本部長 2018年６月　株式会社ネオアルド　取締役 株式会社アニメイトブックストア　取締役 株式会社イーブックイニシアティブジャパン（現LINE Digital Frontier株式会社）取締役副社長　副社長執行役員　最高執行責任者 2019年４月　株式会社イーブックイニシアティブジャパン（現LINE Digital Frontier株式会社）代表取締役社長　社長執行役員　最高経営責任者 2022年４月　日本電子書店連合（JEBA）理事長 2022年７月　LINE Digital Frontier株式会社　代表取締役社長CEO（現任） 2024年３月　当社社外取締役（現任）	―株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者とした理由は、下記のとおりであります。
（1）成島啓氏を取締役候補者とした理由は、当社の黎明期から当社の事業に関わり、長年、当社の経営、各事業セグメント並びに各部門の管理に携わり、事業推進に尽力してまいりました。今後も、当社の持続的な企業価値向上と事業の発展に力を発揮できると判断し、候補者といたしました。
（2）稲葉遼氏を取締役候補者とした理由は、2012年の入社以来、当社のアプリ開発に従事し、今後の当社の事業の発展に力を発揮できると判断し、候補者といたしました。
（3）髙橋雅道氏を取締役候補者とした理由は、2020年の入社以来、当社グループのWEB関連の開発に従事し、今後の当社の事業の発展に力を発揮できると判断し、候補者といたしました。

(4) 伊藤賢氏を取締役候補者とした理由は、2001年の入社以来、当社の経営管理に携わり、企業価値向上に尽力してまいりました。今後も、当社の持続的な企業価値向上に力を発揮できると判断し、候補者といたしました。
(5) 池田真樹氏を取締役候補者とした理由は、2006年に当社に入社以来、マーケティング部門及び開発部門に携わり、今後も、当社の持続的な企業価値向上に力を発揮できると判断していること、また、人格・識見等に優れていることに加え、取締役会の多様性の確保に資することから候補者といたしました。
3．木下耕太氏及び髙橋将峰氏は社外取締役候補者であります。
4．木下耕太氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、大手通信事業会社及びその関連会社の取締役並びに社長の経験を有しており、同氏の企業経営全般に対する高い見識と豊富な経験から、当社経営に対して積極的な意見及び提言をしていただくことを目的として、引き続き、同氏の選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年であります。
5．髙橋将峰氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、大手情報通信事業会社及びその関連会社の取締役並びに社長の経験を有しており、同氏の企業経営及びIT全般に対する高い見識と豊富な経験から、当社経営に対して積極的な意見及び提言をしていただくことを目的として、引き続き、同氏の選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。
6．木下耕太氏及び髙橋将峰氏が原案どおり選任された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
7．木下耕太氏及び髙橋将峰氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
8．当社は、当社の取締役を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、当該責任の追及に責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により補填することとしています。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。再任の取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容での更新を予定しております。
9．表中の記載年月時点における当社の商号はアートスパークホールディングス株式会社であります。なお、2022年９月１日付にて、当社アートスパークホールディングス株式会社を存続会社、完全子会社株式会社セルシスを消滅会社とする吸収合併を行い、商号をアートスパークホールディングス株式会社から株式会社セルシスに変更しております。

第３号議案　役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役に対する退職慰労金打ち切り支給の件

当社は、コーポレート・ガバナンス体制強化の一環として持続的な成長と株主・投資家目線で企業価値を高めるべく経営革新を推進しており、既存の役員報酬制度の見直しを行った結果、役員退職慰労金制度について、2025年12月31日をもって廃止することを2025年11月14日の取締役会において決議いたしました。

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、取締役成島啓氏、稲葉遼氏、髙橋雅道氏、伊藤賢氏、池田真樹氏、木下耕太氏及び監査等委員である野﨑愼也氏、鈴木伸佳氏、宮原孝行氏、並びに退任した川上陽介氏に対し、それぞれ2025年12月31日の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社所定の基準に従い、在任期間に応じた役員退職慰労金220百万円に2025年11月14日の取締役会で決議した創業者功労金555百万円を加算した775百万円（うち社外取締役は5百万円）を役員退職慰労金制度廃止に伴い打ち切り支給することといたしたいと存じます。なお、役員退職慰労金、創業者功労金ともに2025年12月期までに積立済みで、2026年12月期以降の業績への影響はありません。また、その支給の時期については退任時とし、具体的な方法等につきましては、監査等委員を除く取締役については取締役会に、監査等委員については監査等委員の協議にご一任願いたいと存じます。本議案につきましては、指名・報酬委員会において当社規程に基づき検討がなされ、相当であると判断しております。

なお、各取締役及び各社外取締役の略歴は次のとおりであります。

取締役

氏　名	略　歴
成　島　　啓	2001年２月　株式会社セルシス取締役 2008年１月　同社専務取締役 2009年１月　同社代表取締役副社長 2010年１月　同社取締役 2015年７月　同社代表取締役副社長 2016年３月　同社代表取締役社長 2017年３月　当社（注）取締役 2018年３月　当社取締役副社長 2021年３月　当社代表取締役副社長 2022年３月　当社代表取締役社長（現任）

氏　名	略　歴
川　上　陽　介	1991年 5 月　株式会社セルシス設立代表取締役 2007年 1 月　同社代表取締役会長 2008年 1 月　同社取締役会長 2012年 1 月　同社取締役 2012年 4 月　当社（注）取締役 2014年 3 月　当社取締役会長 2015年 4 月　当社代表取締役会長兼社長 2019年 3 月　当社取締役会長
稲　葉　　遼	2023年 3 月　当社取締役（現任）
髙　橋　雅　道	2023年 3 月　当社取締役（現任）
伊　藤　　賢	2003年 1 月　株式会社セルシス取締役総務部長 2006年 12月　同社取締役財務部長 2008年 11月　同社取締役財務経理部長 2011年 1 月　同社取締役管理部長 2012年 4 月　当社（注）取締役（現任）
池　田　真　樹	2020年 3 月　当社（注）取締役 2023年 8 月　当社執行役員経営支援部長 2024年 3 月　当社取締役（現任）
野　﨑　愼　也	1991年 5 月　株式会社セルシス設立取締役 2005年 1 月　同社専務取締役 2007年 1 月　同社代表取締役社長 2016年 3 月　当社（注）代表取締役社長 2022年 3 月　当社顧問 2025年 3 月　当社取締役監査等委員（現任）

社外取締役

氏　名	略　歴
木　下　耕　太	2016年３月　当社（注）社外取締役（現任）
鈴　木　伸　佳	2025年３月　当社社外取締役（監査等委員）（現任）
宮　原　孝　行	2025年３月　当社社外取締役（監査等委員）（現任）

（注）表中の記載年月時点における当社の商号はアートスパークホールディングス株式会社であります。なお、2022年９月１日付にて、当社アートスパークホールディングス株式会社を存続会社、完全子会社株式会社セルシスを消滅会社とする吸収合併を行い、商号をアートスパークホールディングス株式会社から株式会社セルシスに変更しております。

以　上

Ⅰ．会社の現況に関する事項

1．事業の経過及びその成果

事業の概況

当社は、グローバルで拡大を続けるクリエイターエコノミー市場において、サービス・プラットフォームを開発・提供する事業を展開し、さらなる成長の実現を目指して、収益基盤と経営体制の強化に取り組んでおります。2023年のUI/UX事業の譲渡による構造改革、2024年の東証プライム市場への上場、そして2025年１月に行った子会社・株式会社&DC3の吸収合併を経て、次の成長に向けた経営体制の構築が完了し、「中期経営計画2025-2027」を策定いたしました。本中期経営計画においては、「クリエイションで夢中を広げよう」をビジョンに掲げ、クリエイターエコノミー市場において、作品をつくるクリエイターと、それらを楽しむオーディエンスの活動の道のり「CREATOR JOURNEY」をサポートするサービス提供を通じて「一人ひとりの夢中がつなぐ、もっとカラフルな世界」の創造を目指してまいります。なお、中期経営計画では、期間中のROE30％以上を重要なKPIとして設定しております。

当事業年度より従来の事業セグメントを見直し、これまでイラスト・マンガ・Webtoon・アニメーション制作アプリ「CLIP STUDIO PAINT」の開発・販売を中心とする「コンテンツ制作ソリューション事業」及び「DC3ソリューション」や「電子書籍ソリューション」から構成されていた「コンテンツ流通ソリューション事業」の２セグメントを、単一セグメントに統合いたしました。これにより、当事業年度からは前者を「クリエイターサポート分野」、後者を「クリエイタープラットフォーム分野」と再定義しております。

引き続き「CLIP STUDIO PAINT」の収益力をさらに強化しながら、事業領域をクリエイターエコノミー市場全体へと拡大し、制作ソリューションで築いたクリエイターからの信頼や強みと、流通ソリューションで蓄積した資産を活用することで、新たにクリエイタープラットフォーム分野でもサービスを開発・提供し、新たな事業の柱とすることを目指してまいります。

当事業年度におきましても、世界で通用する日本発のサブスクリプションモデルによるクリエイター向け創作サービスである「CLIP STUDIO PAINT」を核とした経営に重点を置き、戦略的な開発投資を継続して行い、企業価値の向上に注力してまいりました。

「中期経営計画2025-2027」の初年度における当社の経営成績は、主力の「CLIP STUDIO PAINT」を中心に、堅調な事業推進の結果、売上高、営業利益等の主要な収益指標において 過去最高を更新し、持続的な成長基盤の確立と財務健全性を維持した経営を実現し、計画に対して順調に推移いたしました。

当事業年度の売上高は9,471,638千円、営業利益は2,967,854千円となりました。

経常利益は、営業外収支として受取配当金21,291千円及び受取利息7,401千円を計上した一方で、自己株式取得手数料27,291千円及び為替差損34,475千円を計上したこと等により2,934,988千円となりました。当期純利益は、抱合せ株式消滅差益153,875千円を特別利益として計上した一方で、投資有価証券評価損480,307千円及び創業者功労金555,180千円を特別損失として計上し、法人税等397,745千円を計上したことにより、1,681,102千円となりました。2025年11月14日開示の通期業績予想修正に対する達成率は、売上高が102.3%、営業利益が102.3%となりました。

以上の結果、当事業年度の自己資本当期純利益率（ROE）につきましては、35.5%となり、中期経営計画で定めている重要なKPIであるROE30%以上を達成いたしました。

当社は、株主還元を重視しており、自己株式の取得については、2022年12月期に10億円、2023年12月期に20億円、2024年12月期に15億円、2025年12月期に20億円と、累計で65億円分を実施しております。あわせて、2025年12月期の１株当たり配当につきましては、プライム市場上場記念配当10円を含めた中間配当22円の実施と期末配当14円を予定しており、年間配当金は合計36円（前年より12円の増配）を見込んでおります。

分野別の状況は次のとおりです。

＜クリエイターサポート分野＞

クリエイターサポート分野は、グラフィック分野で活動するクリエイターの創作活動をサポートする、イラスト・マンガ・Webtoon・アニメーション制作アプリ「CLIP STUDIO PAINT」の提供を通じて、コンテンツの制作に関わるサービスをグローバルに展開しております。

主力サービスである「CLIP STUDIO PAINT」は、累計出荷本数が2025年12月に5,957万本（前年同月比26.5%増）に、2026年１月には6,000万本に達しました。なお、同アプリのサブスクリプションモデルによるソフトウェア提供のARR（年間経常収益）は、毎月開示しております「月次事業進捗レポート」をご参照ください。

当社が注力している、「CLIP STUDIO PAINT」におけるサブスクリプションモデルでのライセンス提供は、利用開始時の価格が抑えられており、ユーザーの導入ハードルを下げる一方で、買い切りモデルに比べて短期的な収益性は限定的です。しかしながら、継続利用による中長期的な安定収益が見込めることから、今後も契約数の拡大に取り組んでまいります。なお、「CLIP STUDIO PAINT」の月次のチャーンレートは2025年12月末時点で4.6%となっております。

「CLIP STUDIO PAINT」は世界11言語に対応しており、出荷の80%以上が日本語以外の海外市場向けです。引き続き、売上高及び利用者数の増加を目的に、英語、韓国語、ドイツ語、フランス語圏等はもちろんのこと、今後の成長期待が大きい、東南アジアや中南米地域の新興国に対するマーケティングや決済手段のローカライズ強化も進めてまいります。

当事業年度では、2025年３月に「CLIP STUDIO PAINT」の売上及びユーザー数の底上げを目的に、「CLIP STUDIO PAINT」のメジャーバージョンアップを実施し、Ver.4.0の提供を開始しました。グローバルで提供開

始したVer.4.0は、多くの反響をいただき、当初計画を上回る売上実績となりました。なお、サブスクリプションモデルと並行して販売を継続している買い切りモデルのユーザーは、Ver.4.0以降の最新機能を利用するためには、サブスクリプション契約、または、新バージョンの優待購入が必要となる提供モデルとしております。これにより、サブスクリプション契約の増加や、既存の買い切りモデルユーザーからの新バージョン購入により収益が伸長しました。

　また、同メジャーバージョンアップにあわせて、収益性の向上と継続的なサービス提供を実現することを目的に、買い切り版の価格を改定し、最大８％の値上げも行っております。今後も、定期的なメジャーバージョンアップとサービスの価値向上に応じた価格改定を行ってまいります。

　＜クリエイタープラットフォーム分野＞

　「クリエイタープラットフォーム分野」では、「CLIP STUDIO PAINT」で培ったクリエイターからの信頼や強みと、流通ソリューションにおける資産を活用して、クリエイターエコノミー市場において、コンテンツの制作にとどまらない、より広い領域で、新たなクリエイターの活動の場となりうるサービス・プラットフォームの開発・提供・運営を行い、クリエイターの創作活動の活性化を図ると共に、事業の拡大を目指してまいります。

　当事業年度では、クリエイターエコノミー市場におけるエコシステム、グローバルでの業界動向やサービスに関する調査を進めながら、新規プラットフォームサービスの企画・検討を推進してまいりました。現在、クリエイターのマネタイズを支援するプラットフォームおよび、グローバルでのユーザーコミュニティ強化のためのサービスについて2026年以降のリリースに向けた企画・開発を継続しております。あわせて、社内の配置転換を通じた人材の最適化で新規サービス開発に向けた組織体制の強化にも取り組んでおります。

　また、従来より提供している、「CLIP STUDIO PAINT」の利用をサポートするコミュニティサービスの運営を行いながら、継続的な機能改善を実施して「CLIP STUDIO PAINT」のサブスクリプション契約者の継続利用率向上にも努めております。また、漫画家志望者と新たな才能を探すマンガ編集者のマッチングを支援するサービス「モチコミonline」等の運営や、機能改善アップデートを実施し、プラットフォームサービスの利用者数の増加に努めました。

　なお、当社が提供するクリエイタープラットフォームサービスの全世界での利用者数は、1,100万人超（前年同月比20.4％増）となりました。

分野	売上高 (千円)	構成比 (％)
クリエイターサポート分野 (拡大フェーズの分野)	8,122,870	85.8
クリエイタープラットフォーム分野 (準備フェーズの分野)	1,348,768	14.2
合計	9,471,638	100

2. 資金調達の状況

該当事項はありません。

3. 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資の総額は、62,675千円となり、その主なものはPC等の工具器具備品によるものであります。

4. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

当社は、2025年１月１日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社&DC3を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。

5. 対処すべき課題

当社が対処すべき課題と対処の方針は次のとおりであります。

① 人材の確保及び育成

当社は、急速な技術革新への対応と継続的な研究開発等が事業拡大には不可欠であり、このような環境や変化に対応し、適切にニーズにあったサービスを提供することが可能な体制を構築していくことが重要であると認識しております。

そのために、優秀な人材の確保と育成は事業発展のための根幹と考え、適時必要な戦力となる社員の採用を行い、育成していくことにより、業容拡大への源泉としてまいります。

② 経営の効率化

当社の事業においては、生産性・収益性の高いオペレーションを実現していく必要があります。そのために、組織の統廃合やオペレーションの見直し等による効率化を継続して推進してまいります。

また、製品開発体制の集約及び最適化を進めることにより、自社製品開発の効率化を図り収益性の改善を実現してまいります。

③ 新たなサービス展開による事業ポートフォリオの拡大

当社が継続的な成長を実現するための戦略として、既存事業の成長を図る施策のみならず、新たなサービス展開を通じて、事業ポートフォリオの拡大を図ることが重要であると考えております。これまで培ってきた技術力及びコンテンツ分野における知見を活かし、クリエイターとユーザーをつなぐ「クリエイタープラットフォーム分野」のビジネスを新たな成長領域として位置付け、関連サービスの拡充及び価値創出を加速させてまいります。これにより、既存事

業との相乗効果を高めるとともに、ビジネスモデルの多様化を図り、将来にわたる収益の持続的な成長につなげてまいります。
　今後とも、株主の皆様のなお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

6. 財産及び損益の状況の推移

区分		第 11 期 (2022年12月期)	第 12 期 (2023年12月期)	第 13 期 (2024年12月期)	第 14 期 (当事業年度) (2025年12月期)
売上高	(千円)	2,759,213	6,007,631	7,143,207	9,471,638
経常利益	(千円)	616,598	2,242,489	2,985,598	2,934,988
当期純利益	(千円)	2,012,349	1,339,024	963,788	1,681,102
１株当たり当期純利益	(円)	57.28	39.47	30.47	55.23
総資産	(千円)	9,592,356	8,683,188	8,156,658	7,910,280
純資産	(千円)	7,783,822	6,844,905	5,264,919	4,334,014
１株当たり純資産額	(円)	220.65	208.54	168.21	144.22

(注) 1. 金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。
3. 2022年９月１日付で当社（旧社名アートスパークホールディングス株式会社）が特定子会社かつ完全子会社である株式会社セルシスを消滅会社とする吸収合併を行い、商号をアートスパークホールディングス株式会社から株式会社セルシスに変更、純粋持株会社から事業持株会社へ移行したことにより、第12期の経営指標等は第11期と比較して大幅に変動しております。
4. 2025年１月１日付で当社の完全子会社である株式会社＆DC3を吸収合併したことに伴い、第14期の経営指標等は第13期と比較して大幅に変動しております。

7. 重要な親会社及び子会社の状況（2025年12月31日現在）

① 親会社の状況
　該当事項はありません。
② 重要な子会社の状況
　当社は、2025年１月１日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の100％子会社である株式会社&DC3を吸収合併消滅会社とする吸収合併（簡易吸収合併）を行っております。

8. 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

当社は、クリエイターエコノミー市場においてサービス・プラットフォームを開発・提供する単一事業を展開しております。なお、当社の分野区分は次のとおりであります。

分野	主要製品・事業内容
クリエイターサポート分野	イラスト・マンガ・Webtoon・アニメーション制作アプリ「CLIP STUDIO PAINT」シリーズの企画・開発・販売。
クリエイタープラットフォーム分野	電子書籍ソリューションの提供。クリエイターの創作活動をトータルに支援するサイト「CLIP STUDIO」の運営及び作品をつくるクリエイターと作品を楽しむオーディエンスの活動の道のり「CREATOR JOURNEY」に向けた新規プラットフォームサービスの企画・開発。

9. 主要な事業所（2025年12月31日現在）

本社	東京都新宿区西新宿四丁目15番７号

10. 従業員の状況（2025年12月31日現在）

従業員数	260（29）名

（注）従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数は当事業年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。

11. 主要な借入先の状況（2025年12月31日現在）

該当事項はありません。

Ⅱ．会社の株式に関する事項（2025年12月31日現在）

1．発行可能株式総数

100,000,000株

2．発行済株式の総数

29,631,416株（自己株式　6,639,764株を除く）

3．当事業年度末株主数

23,975名

4．大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,265,200	11.01
LINE Digital Frontier株式会社	3,164,600	10.67
株式会社ワコム	1,813,500	6.12
日本証券金融株式会社	1,279,800	4.31
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,276,600	4.30
炭山　昌宏	1,215,000	4.10
CACEIS BANK/QUINTET LUXEMBOURG SUB AC / UCITS CUSTOMERS ACCOUNT	408,800	1.37
青山　圭秀	309,600	1.04
株式会社日本カストディ銀行（信託口４）	285,800	0.96
楽天証券株式会社共有口	264,517	0.89

（注）１．当社は、自己株式（6,639,764株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
　　　２．持株比率は自己株式を控除し、小数点第３位を切捨てて表示しております。

5．当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、当事業年度中に交付した株式報酬は以下のとおりであります。なお、2025年３月28日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議しております。

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	18,000株	10名

Ⅲ．会社役員に関する事項

1．取締役の氏名等（2025年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	成　島　　　啓	
取締役会長	川　上　陽　介	
取締役	稲　葉　　　遼	
取締役	髙　橋　雅　道	
取締役	伊　藤　　　賢	
取締役	池　田　真　樹	
取締役	木　下　耕　太	
取締役	髙　橋　将　峰	LINE Digital Frontier株式会社 代表取締役社長CEO
取締役（常勤監査等委員）	野　﨑　愼　也	
取締役（監査等委員）	鈴　木　伸　佳	鈴木伸佳法律事務所 株式会社スリーエフ社外取締役
取締役（監査等委員）	宮　原　孝　行	税理士法人朝日会計社 清令監査法人パートナー

（注）1．取締役木下耕太、髙橋将峰、鈴木伸佳及び宮原孝行の各氏は、社外取締役であります。
2．当社は、監査環境の整備や社内情報の収集、内部監査部からの報告受領等により、監査等委員会の活動の実効性確保のため常勤の監査等委員を選定しております。
3．鈴木伸佳氏は、弁護士としての長年の経験を通じ培ったリスク管理、企業法務全般やコーポレート・ガバナンス等に関する高い知見を有しております。
4．宮原孝行氏は、公認会計士として長年にわたり会計監査の業務に従事し、企業会計・監査の分野において豊富な経験と幅広い知識を有しております。
5．取締役木下耕太、髙橋将峰、鈴木伸佳及び宮原孝行の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
6．取締役川上陽介氏は、2025年12月31日をもって一身上の都合により退任いたしました。

2．責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役野﨑愼也氏並びに社外取締役木下耕太氏、髙橋将峰氏、鈴木伸佳氏及び宮原孝行氏との間で各々、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、いずれの契約においても、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額です。

3．補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、当該責任の追及に責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により補填することとしています。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

5. 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の種類別の総額		報酬等の総額（千円）
		基本報酬（千円）	非金銭報酬等（千円）	
取締役 （監査等委員を除く） （うち社外取締役）	７名 （１）	182,270 (8,830)	19,824 (—)	202,094 (8,830)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	６名 （５）	33,310 (14,900)	— (—)	33,310 (14,900)
合計	13名 （６）	215,580 (23,730)	19,824 (—)	235,404 (23,730)

（注）１．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2023年３月30日開催の第11回定時株主総会における決議により取締役年額500百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）と定めております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は6名（うち社外取締役1名）です。
２．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2023年３月30日開催の第11回定時株主総会において年額60百万円以内と定めております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は３名（うち社外取締役３名）です。
３．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
４．上記の報酬額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額33,090千円（取締役（監査等委員を除く）29,060千円、取締役（監査等委員）4,030千円）を含んでおります。
５．上記の取締役監査等委員の人数及び報酬額には、2025年３月28日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役監査等委員３名（３名全員社外取締役）を含んでおります。
６．非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式であり、当事業年度における交付状況は、「Ⅱ．５.当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりとなります。
７．取締役の個人別の報酬額の決定過程については、株主総会で決議された限度額の範囲内において、代表取締役及び担当取締役が原案を作成しました。当該原案については、指名・報酬委員会において、独立した社外取締役からの意見聴取を行い、その客観性・妥当性の確認を経ております。

① 業績連動報酬に関する事項

該当事項はありません。

② 非金銭報酬等の内容

当社ではストック・オプション制度を採用しております。2025年12月31日現在の状況は、当社ウェブサイト（電子提供措置事項）に掲載しております。また、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を導入しております。当制度の概要は次のとおりであります。

⑴譲渡制限付株式制度の概要

ⅰ．譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額140百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年140,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とする。

ⅱ．譲渡制限の内容

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より３年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

ⅲ．譲渡制限付株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

ⅳ．譲渡制限の解除

上記ⅱの定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記ⅲに定める任期満了、死亡その他の正当な事由により、譲渡制限期間が満了する前に上記ⅲに定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式

の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

ｖ．組織再編等における取扱い

上記ⅱの定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

③　取締役等の個人別の報酬等の内容についての決定方針

当社は、2024年３月28日開催の取締役会において当該方針を決議しております。

イ．決定方針の内容の概要

当社取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等としての株式報酬から成るものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、職務執行の実績及び役位・職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。なお、社外取締役は、その役割と独立性の観点から基本報酬のみとする。

ロ．個人別の報酬等の決定に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役社長が各取締役の基本報酬の額、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを目的とした非金銭報酬の額、並びにそれらの割合について総合的に勘案し作成した原案を独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会に諮問し、その答申を得たうえで、取締役会に付議し決定するものとする。

ハ．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の額が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等につきましては、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合していることから、取締役会といたしましては、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④　取締役（監査等委員）

取締役（監査等委員）の報酬等の額については、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、取締役（監査等委員）の協議によって決定しております。

6. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

ア. 取締役（社外取締役）髙橋将峰氏は、LINE Digital Frontier株式会社の代表取締役社長CEOであります。当社と同社との間に特別な関係はありません。

② 取締役会及び監査等委員会への活動状況

区分	氏名	取締役会（13回開催）		監査等委員会（19回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役	木　下　耕　太	13回	100%	—	—
社外取締役	髙　橋　将　峰	13回	100%	—	—
社外取締役（監査等委員）	鈴　木　伸　佳	10回	100%	12回	100%
社外取締役（監査等委員）	宮　原　孝　行	10回	100%	12回	100%

（注）書面決議による取締役会の回数は除いております。

・取締役（監査等委員）鈴木伸佳氏及び宮原孝行氏は、2025年3月28日開催の第13回定時株主総会において選任され就任いたしましたので、2025年３月28日以降に開催された取締役会、監査等委員会への出席状況を記載しております。

・取締役木下耕太氏は、大手通信事業会社及びその関連会社の社長の経験があり、企業経営全般に対する高い見識と豊富な経験により、当社の経営に対しても積極的な意見及び提言をいただいております。

・取締役髙橋将峰氏は、大手情報通信事業会社及びその関連会社の取締役並びに社長であり、企業経営全般に対する高い見識と豊富な経験により、当社の経営に対しても積極的な意見及び提言をいただいております。

・取締役（監査等委員）鈴木伸佳氏は、法律の専門家として、適宜必要な発言を行っております。

・取締役（監査等委員）宮原孝行氏は、公認会計士としての専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。

Ⅳ．会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

東陽監査法人

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額 40,000千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 40,000千円

（注）1．当社と会計監査人の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分することができないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画と監査体制、過年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等の検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人は、会社法第427条第１項の規定により、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額の範囲内であります。

4．非監査業務の内容

該当事項はありません。

5．監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第１項の同意を行っております。

6．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適正な職務執行に支障が生じ改善の見込みがないと判断した場合、その会計監査人を解任又は不再任とし、かつ新たな会計監査人の選任議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

Ⅴ．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業拡大や経営体質の強化を図るために必要な資金を内部留保しつつ、安定した配当を継続して行うことを経営の重要な課題の一つと認識しており、自己資本利益率（ROE）30％以上を意識しつつ、原則、安定的な配当額を維持し中長期的な増加に努めてまいります。

上記方針に従い、前事業年度の配当は１株につき中間配当12円、期末配当12円、年間計24円でした。当事業年度の配当につきましては、すでに中間配当は１株につき12円及びプライム市場上場記念配当10円の計22円を実施しており、期末配当は１株あたり14円、年間計36円とし、12円の増配をご提案させていただきたく存じます。

今後も、株主の皆様へ、さらに積極的な利益還元を実施してまいります。2026年12月期の中間配当は１株につき18円、期末配当は１株につき20円とし、２円増配の年間38円を予定しております。

株主の皆様には、何卒ご理解のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

計算書類（2025年12月31日現在）

貸借対照表（2025年12月31日現在）

（単位　千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**5,266,196**	**流動負債**	**2,432,831**
現金及び預金	4,086,301	買掛金	131,152
売掛金	366,130	未払金	156,573
製品	13,604	前受金	1,328,647
原材料及び貯蔵品	96,983	未払費用	76,029
前払費用	338,334	未払法人税等	455,956
未収入金	458,341	賞与引当金	70,499
貸倒引当金	△93,499	その他	213,973
固定資産	**2,644,083**	**固定負債**	**1,143,434**
有形固定資産	**149,993**	役員退職慰労引当金	775,812
建物	85,326	退職給付引当金	335,924
工具、器具及び備品	64,667	その他	31,698
無形固定資産	**1,280,974**	**負債合計**	**3,576,266**
特許権	33,423	純資産の部	
商標権	33,613	**株主資本**	**4,151,989**
ソフトウエア	918,689	**資本金**	**10,000**
ソフトウエア仮勘定	276,369	**資本剰余金**	**6,405,539**
その他	18,878	資本準備金	2,500
投資その他の資産	**1,213,115**	その他資本剰余金	6,403,039
投資有価証券	567,648	**利益剰余金**	**4,380,687**
関係会社株式	10,056	その他利益剰余金	4,380,687
敷金及び保証金	133,364	繰越利益剰余金	4,380,687
繰延税金資産	502,046	**自己株式**	**△6,644,237**
		評価・換算差額等	**121,704**
		その他有価証券評価差額金	121,704
		新株予約権	**60,320**
		純資産合計	**4,334,014**
資産合計	**7,910,280**	**負債及び純資産合計**	**7,910,280**

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

損益計算書（自 2025年１月１日 至 2025年12月31日）

（単位　千円）

科目	金額	
売上高		9,471,638
売上原価		3,669,305
売上総利益		**5,802,333**
販売費及び一般管理費		2,834,479
営業利益		**2,967,854**
営業外収益		
受取配当金	21,291	
受取利息	7,401	
その他	1,089	29,781
営業外費用		
為替差損	34,475	
支払手数料	27,291	
その他	879	62,647
経常利益		**2,934,988**
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	153,875	
投資有価証券売却益	37,460	191,335
特別損失		
創業者功労金	555,180	
投資有価証券評価損	480,307	
固定資産除却損	11,988	1,047,475
税引前当期純利益		**2,078,848**
法人税、住民税及び事業税		822,028
法人税等調整額		△424,282
当期純利益		**1,681,102**

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年２月19日

株式会社セルシス
　取締役会　　御中

東陽監査法人
　東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中里直記
指定社員 業務執行社員	公認会計士	立澤隆尚

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社セルシスの2025年１月１日から2025年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、２０２５年1月1日から２０２５年１２月３１日までの第１４期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年２月20日

株式会社セルシス　監査等委員会

常勤監査等委員　野﨑慎也 ㊞

監査等委員　鈴木伸佳 ㊞

監査等委員　宮原孝行 ㊞

(注)監査等委員の鈴木伸佳、宮原孝行の両氏は、会社法第2条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

開催場所

東京都新宿区箪笥町15番地

牛込箪笥区民ホール

最寄り駅から会場までのアクセス

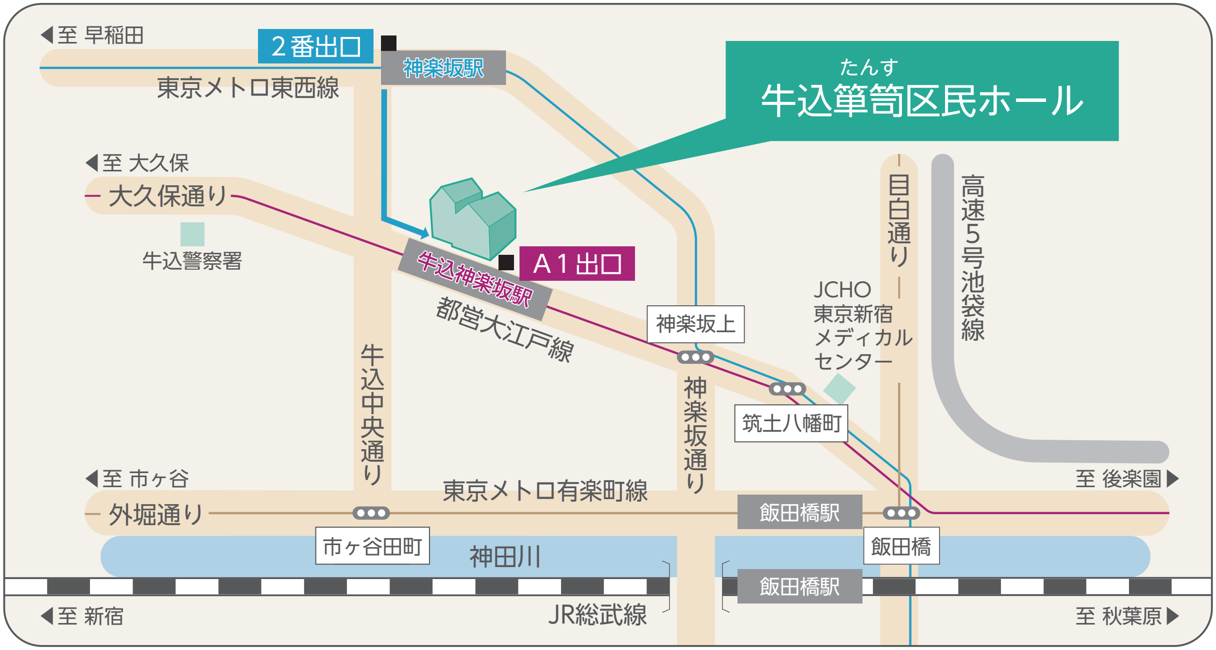

交通機関のご案内

都営地下大江戸線	牛込神楽坂駅	A1出口	徒歩0分
東京メトロ東西線	神楽坂駅	2番出口	徒歩10分

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。